

## 西宮市緊急通報救助事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、在宅高齢者・障害者の福祉の増進を図ることを目的として、市と社会福祉法人西宮市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)が協働して西宮市緊急通報救助事業を実施することに関し、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、西宮市緊急通報救助事業(以下「事業」という。)とは、在宅高齢者・障害者を対象に、次に掲げるものを実施する事業をいう。

- (1)緊急事態への対応
- (2)地域での支援体制づくり

### (実施主体)

第3条 本事業は、市と市社協が、西宮市民生委員・児童委員会等関係機関(以下「関係機関」という。)の協力を得て実施する。

### (市の事務)

第4条 市は、本事業の実施に係る次の事務を行う。

- (1)利用者の決定に関すること。
- (2)緊急通報機器(以下「機器」という。)の借り上げ、貸与に関すること。
- (3)機器の設置、撤去及び維持管理に関すること。
- (4)緊急通報受信施設(以下「受信ステーション」という。)の設置、運営に関すること。
- (5)関係機関との連携に関すること。
- (6)その他、本事業を実施するうえで必要と認められること。

### (市社協の事務)

第5条 市社協は、本事業の実施に係る次の事務を行う。

- (1)機器の設置、撤去及び維持管理に関すること。
- (2)西宮市福祉協力員の育成に関すること。
- (3)地域支援体制の育成・維持に関すること。
- (4)関係機関との連携に関すること。
- (5)その他、本事業を実施するうえで必要と認められること。

### (対象)

第6条 本事業の対象者は、住民基本台帳法の規定により西宮市の住民として登録され、かつ市内に居住するものであって、次の各号に定める全ての要件に該当する者・世帯とする。

- (1)次に掲げるいずれかの者(世帯)であること。
  - ア おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者
  - イ ひとり暮らしの障害者
  - ウ 昼間(又は夜間)ひとり暮らし状態の障害者

- エ 全員がおおむね65歳以上の高齢者世帯
- オ おおむね65歳以上の高齢者と障害者のみの世帯
- カ 全員が障害者の世帯
- キ 昼間(又は夜間)ひとり暮らし状態のおおむね65歳以上の高齢者

(2)原則として設置対象者の近隣に二親等内親族が居住していないこと。

(3)慢性疾患や精神不安など、日常生活を営むうえで常時見守りを必要とする状態にあること。

(4)機器の設置を希望していること

(5)緊急通報のための機器であることが識別できること

(6)他の緊急通報システムを住居に備えていないこと

(7)本市から貸与する緊急通報機器の正常な動作を妨げる設備等がないこと

(利用について)

第7条 本事業の利用者は、居宅に有線の固定電話回線を設置していなければならない。

2 前項のうち固定電話回線は次のとおりとする。

- (1)NTT アナログ回線
- (2)NTT ISDN回線
- (3)各社 ADSL回線
- (4)各社 光回線
- (5)各社 CATV回線
- (6)各社 直収電話

3 前項の(1)以外の電話回線を利用して本事業を利用しようとする対象者は、利用にあたり承諾書を市長に提出しなければならない。また、ビジネスホン、電話番号が「050」で始まる固定電話回線では利用することができない。

(福祉協力員)

第8条 利用者は、原則として2名の福祉協力員を確保しなければならない。ただし、市長が特に認める場合はこの限りでない。

2 福祉協力員の設置に関し必要な事項は、別途要綱に定める。

(利用者の決定)

第9条 市は、利用者に対して利用の継続及び第13条に規定する利用者負担額を決定し、利用者に通知するものとする。

(機器の管理)

第10条 利用者は、善良な管理者の注意をもって機器を使用しなければならない。

2 利用者は、機器の原状を変更し、若しくは転貸し、又は本事業の目的以外に使用してはならない。

3 利用者は、機器を使用している期間は居宅の固定電話回線を本事業で利用できない回線に変更してはならない。

(届出事項)

第11条 利用者は、次の各号の一に該当する場合は、速やかに市に届け出なければならない。

- (1)氏名又は住所を変更したとき。
- (2)第6条に該当しなくなったとき。
- (3)社会福祉施設等の入所等により、機器を必要としなくなったとき。
- (4)前各号のほか、機器を必要としなくなったとき。

(機器の返還)

第12条 市は、利用者が次の各号の一に該当することとなったと認めるときは、速やかに機器を返還させるものとする。

- (1)第6条に該当しないと認めるとき。
- (2)この要綱に規定する利用者の義務に違反したとき。
- (3)社会福祉施設等への入所等により、機器を必要としなくなったとき。
- (4)前各号のほか、機器を必要としなくなったとき。

(利用者負担)

第13条 市は貸与決定をする月の属する前年度(ただし、4月から6月は前々年度)の所得を確認し、別表の基準により利用料を決定する。また、貸与期間中は毎年前年度所得を確認し、別表の基準に照らし合わせて利用料の決定を行う。

2 利用者は、前項で決定された利用料を負担するものとする。ただし、利用料決定後に確定申告又は住民税の申告を行った場合は、当該年度中に市に申し出ること。当該年度中に申し出がなかった場合は、遡及して利用料の変更は行わない。

3 利用料は機器を設置した日の属する月より納付義務が発生し、機器を撤去した日の属する月より納付義務が消滅するものとする。

4 利用料の納期は原則当月末日とする。

5 市は、利用者が次の各号の一に該当することにより、利用者の負担にたえることが困難であると認めるときは、その申請によって、これを減額し又は免除することができる。

- (1)風水害、火災等により著しい損害を受けた場合
- (2)収入の途を断たれ、又は収入が激減した場合
- (3)その他やむを得ない事情が発生した場合

(市の負担)

第14条 市は、次の各号に定める機器の設置に要する費用を負担するものとする。

(1)利用料納付義務を有しない利用者に係る機器の借りに要する費用  
(2)機器貸与時の既設電源コンセントから半径1.5メートルの範囲内に機器を設置するために要する費用

及び機器返還時の機器撤去に要する費用

(3)その他、市長が特に必要と認める機器の設置に要する費用

(受信ステーションの設置)

第15条 市は、緊急通報を受信し適切な処置を行うため、受信ステーション(24時間体制)を設置する。

2 受信ステーションの業務は、市長が適当と認めるものに委託することができる。

(連絡会議の開催)

第16条 市と市社協は、本事業を円滑かつ効率的に進めるため、必要に応じて関係機関等を含む連絡会議を開催することができる。

(関係書類の整備)

第17条 市は事務を処理するため、次の帳票等を備え常に整理しておくものとする。

- (1)西宮市緊急通報救助事業利用調査票(様式1号)
- (2)西宮市緊急通報救助事業利用申込書兼確認書(様式2号)
- (3)西宮市緊急通報救助事業利用誓約書(様式3号)
- (4)承諾書(様式4号)
- (5)西宮市緊急通報救助事業利用決定通知書(様式5号)
- (6)西宮市緊急通報救助事業非該当通知書(様式6号)
- (7)西宮市緊急通報救助事業利用料減免申請書(様式7号)

(雑 則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、実施について必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、昭和63年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

(施行期日)

1. この要綱は、平成2年11月1日より施行する。ただし、別表は平成2年4月1日から実施する。

(西宮市緊急通報救助事業利用者選考委員会設置要綱の廃止)

2. 昭和63年6月1日実施の西宮市緊急通報救助事業利用者選考委員会設置要綱は、廃止する。

付 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成5年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

1. この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

2. 令和元年10月1日より、西宮市緊急通報救助事業は、内容を拡充し、西宮市見守りホットライン事業へと変更する。

3. この要綱の規定を受ける者は、令和元年9月30日現在で、西宮市緊急通報救助事業の利用の申請を行った者、又は令和元年9月30日以前に西宮市緊急通報救助事業利用決定を受けている者で、令和元年10月1日以降も継続して事業利用希望する者とする。

別 表

西宮市緊急通報救助事業利用料負担基準

	利用者の階層区分	利用者負担額
A	生活保護法による被保護者	0円
B	市民税所得割が課税されていない者	0円
C	市民税所得割が課税されている者	380円
	上記の内、委託業者による夜間の駆け付けを希望する者	880円